

別記様式第5号

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）単独整備 事業計画概要書

都道府県名		事業実施主体		地区名		受益面積		所在地	
事業種類	単独施設整備、単独土層改良、単独営農用水のいずれかを記載。								
地域の概況及び現状	整備の対象となる施設の状況並びに整備の必要性について記載する。								
目的	事業の目的を簡潔に記載する								
整備計画	整備の内容について記載する。								
対象施設概要※	名称	主要諸元			受益面積	基本事業計画			
						造成事業	造成工期	造成工事費	
	畑かん施設	構造（形式）、規模（延長）、数量等			ha		年度～	千円	
	〇〇機場	形式、実揚程、揚水量、原動機、基礎等							
	〇〇幹線水路	形式、延長、流量、流速、附帯工等							
	〇〇ダム	形式、堤高、堤長、堤体積、有効貯水量、計画洪水量、余水吐形式、取水設備形式等							
	〇〇頭首工	形式、堤高、堤長、取水量、計画洪水量、基礎、護床工型式、附帯設備等							
営農用水施設	構造（形式）、流量、流速、附帯工、規模、数量等								
施設整備計画※	施設名	整備内容（整備の規模、工法等について記載する。）				事業費（千円）		予定工期（〇年度～〇年度）	
	畑かん施設								
	〇〇機場								
	〇〇幹線水路								
	〇〇ダム								
	〇〇頭首工								
	営農用水施設								
効用	事業の施行によって生ずる効果について記述する。								
図面等	1 一般計画平面図（5万分の1地形図） 2 主要対策工事図面 3 基本事業概要図								

※単独土層改良の場合は以下について記載。

1 現況

(1) 地形及び土壌

① 地形

地目	水田						畑・その他						受益地標高		備考	
	傾斜区分	1/1,000以下	1/1,000～1/500	1/500～1/300	1/300～1/100	1/100以上	計	3°以下	3°～8°	8°～10°	10°～15°	15°～20°	20°以上	計		最高
面積(ha)															m	m
比率(%)																

② 土壌

ア. 畑地

項目	土壌断面							堆積様式	母材	乾湿	面積(ha)		地目	土壌柱状図 (粘土含有量記入)	要改良 対策	
	土壌統(区)名	同左番号	土色	腐植	礫	酸化沈積物	土性 表層 下層				泥岩層 黒泥層 グライ層	現況				計画
					(地表下m)			(地表下m)			透水性					

イ. 水田

項目	土壌断面					乾湿 (地下水位)	計画地目	面積 (ha)	土壌柱状図 (粘土含有量記入)	要改良 対策
	土壌統(区)名	同左番号	泥岩層 黒泥層 グライ層	土性 表層 下層	礫層					

2. 土層改良計画

(1) 客土

土壌区分		土性		作土深		作土の粘土含有率		改良目的	改良目標	ha当たり客土量	面積	総客土量	運搬方法	平均運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	現況	計画			(m ³)	(ha)	(m ³)		(km)	<投入量算出根拠>
				(cm)	(cm)	(%)	(%)								

(2) 混層耕

土壌区分		土性		作土深		ち密度		改良目的	面積	工法	使用機械	施工深	土壌改良資材	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	現況	計画	表層	下層							
				(cm)	(cm)				(ha)			(cm)		

(3) 除礫

土壌区分		作土深		礫含有率	除礫施工深	面積	(除礫効率) 除礫量	(土砂付着率) 土砂付着量	計画作土深	(計画礫含有率) 残礫量	使用機械	排礫運搬距離	備考
土壌統(区)名	番号	現況	計画										
		(cm)	(cm)	(%)	(cm)	(ha)	(%) (m ₃)	(%) (m ₃)	(cm)	(%) (m ₃)		(km)	

(4) 心土耕

土壌区分		土性		ち密度		作土深		改良目的	面積	使用機械	施工深	疏水材	土壌改良資材	備考
土壌統(区)名	番号	表層	下層	表層	下層	現況	計画							
						(cm)	(cm)		(ha)		(ha)			

(3) 防風林

区分	項目	幅(m)	延長(m)	面積 (ha)	樹種	植栽本数 (本)	備考

(4) 侵食防止工

名称	項目	構造	数量	備考

5. 堆肥盤の整備

(1) 経営の目標

現況営農体系	計画営農体系	現況施設	施設の必要性	肥培管理方法	堆肥の必要性				
					対象作物	面積	ha 当り散布量	原材料の手当	備考

(2) 施設

均等	対象面積	規模決定根拠	規模	構造	施設の利用・管理方法	備考

6. 農業集落環境管理施設

施設の種類・名称	施設の目的・内容・数量	規模・数量・構造等決定根拠	管理者及び管理方法	備考

別記様式第6号

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
(北海道にあっては、北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い手育成対策）達成状況報告書

畑地帯総合整備型に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名 及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

2 生産基盤整備事業等の達成状況

(1) 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の	担い手の	担い手の	農用地面積に 占める担い手の 利用集積率 (%) B/A
			所有面積 (ha) C	使用収益権 面積 (ha) D	基幹3作業 受託面積 (ha) E	
事業実施前						
計画	()	()	()	()	()	()
〇〇年度 まで						

上段()：生産基盤整備事業等の完了時、下段：活性化計画目標年度

(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想 水準達成者		今後育成すべき 農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
	自己所有地											
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用2の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想水準 達成者	今後育成すべき 農業者
計画時					
目標					
実績（〇〇年度まで）					

3 担い手別地番別土地利用調整結果一覧表

担い手 番号	地番	面積	計画 地目	所有 農家 番号	担い手区分別集積方法					
					認定農 業者	認定新 規農業 者	集落 営農 組織	市町村 基本構 想水準 達成者	今後育 成すべ き農業 者	計
⑥	0001	1.20	田	⑥	(所) ⑥1.20					
	0002	1.06	畑							
	0103	1.40	田	②						
	0205	1.35	〃	④						
小計		5.01								
~~~~~										
計										

注1:一覧表は担い手別に整理する。

注2:集積方法の(所)は所有権、(賃)は賃貸借権等、(受)は基幹ほ場3作業以上の受託によるものとして記入し、個別農家は⑥等、法人及び組織等はA等と表記する。

別記様式第7号

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

農業農村活性化計画達成状況報告書

畑地帯総合整備型（畑地帯総合整備中山間地域型）に係る別紙2の第7の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 生産基盤整備事業等の実施状況

事業名	地区名	関係市町村名及び 土地改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工 年度	完了 年度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注1：「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、経営体育成促進事業、農山漁村振興交付金、農業経営高度化支援事業等の名称を記入する。

(2) 高度化支援事業の実施状況

事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費（千円）	備考

注：1 高度化支援事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注：2 「事業名」は、別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名を記入する。

注：3 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

2 事業達成状況

(1) 農地利用集積の実績

ア 担い手への農地利用集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	担い手の 利用集積面積 (ha) B=C+D+E			農用地面積に 占める担い手 の利用集積率 (%) B/A
		担い手の所有 面積(ha) C	担い手の使 用収益権面 積(ha) D	担い手の基 幹3作業受 託面積(ha) E	
事業実施前					
計画	( )	( )	( )	( )	( )
〇〇年度まで					

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度

イ 中心経営体への農地集積・集約化の実績

区分	農用地面 積 (ha) A	中心経営 体の利用 集積面積 (ha) B=C+D+E			中心経営体 の集約化面 積(ha) F	中心経営体 集積率 (%) B/A	中心経営体利 用集積面積に 占める集約化 率 (%) F/B	助成割合 (%)
		中心経営 体の所有 面積 (ha) C	中心経営体 の使用収益 権面積 (ha) D	中心経営体 の基幹3作 業受託面積 (ha) E				
事業実施前								
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度ま で								

上段( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 活性化計画目標年度



(2) 担い手別農地利用集積方法

権利等の種類	担い手区分											
	認定農業者		認定新規農業者		集落営農組織		市町村基本構想 水準達成者		今後育成すべき 農業者		計	
	戸数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	組織数	面積 (ha)	戸数	面積 (ha)
自己所有地												
賃貸権設定												
経営受託												
基幹作業受託												
計												

注1：担い手の区分欄については、運用2の第1の3の規定に基づいて記載するものとする。

注2：本表の基礎資料として、①担い手別地番別土地利用調整結果一覧表、②農地集積状況図を作成する。

(3) 担い手育成の実績

区分	認定農業者	認定新規農業者	集落営農組織	市町村基本構想 水準達成者	今後育成すべき 農業者
計画時					
目標					
実績（〇〇年度まで）					

## 運用3 (農業水利施設保全合理化事業)

### 第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、運用2の第1に掲げる内容に準ずるものとする。ただし、運用2の第1の1の「特定農業法人」は3の(1)のウに定める農業水利施設等整備事業の完了までに農地所有適格法人又は特定農業法人となると見込まれる者を含めることとし、「活性化計画」は「施設整備計画」と読み替えるものとする。

- 1 農地所有適格法人等
- 2 経営等農用地
- 3 担い手
- 4 基幹ほ場3作業

### 第2 事業の内容

農業水施設保全合理化事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 農業水利施設等整備事業

農業用排水施設の整備等を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(1)に掲げる事業に該当するもの。
- (2) (1)と別表の区分の欄の1の事業種類の欄の(2)、(3)又は(4)に掲げる事業を併せて一体的に実施するもの。

#### 2 農地集積促進事業

別表の区分の欄の2の事業種類の欄に掲げる以下の事業(1の(1)又は1の(2)の事業と関連して行うものに限る)を実施するもの。

- (1) 高度土地利用調整事業(別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)の事業をいう。以下同じ。)

ア 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業(以下「指導事業」という。)の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 農地集積促進事業の啓発普及
- (イ) 農地集積促進事業の実施状況の確認及び報告
- (ウ) 農地集積促進事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整
- (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行う調査・調整事業(別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)又は市町村が行う中心経営体農地集積促進事業(別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。)若しくは耕地利用高度化推進事業(別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)に関する助言又は指導

イ 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(1)のアに掲げる事業(以下「指導事業」という。)指導事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から第6の1の農用地利用集積促進用排水施設整備計画(以下この別紙において「集積施設整備計画」という。)に定める目標年度まで実施することができるものとする。

ただし、農業水利施設等整備事業の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

ウ 調査・調整事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 関係農家の意向調査活動
- (イ) 土地利用調整活動
- (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動
- (エ) 農業機械の利用再編に関する活動
- (オ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
- (カ) 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動
- (キ) その他農用地流動化に係る調査・調整活動

エ 調査・調整事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の前々年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

(2) 中心経営体農地集積促進事業は、中心経営体への農用地の集積の促進に資するものになるよう配慮するものとする。

(3) 耕地利用高度化推進事業

ア 耕地利用高度化推進事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
- (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
- (ウ) 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
- (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- (カ) 転作後に必要な田面整地作業
- (キ) その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

イ 耕地利用高度化推進事業は、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

### 3 水利用再編促進事業

別表の区分の欄の3に掲げる以下の事業を実施するもの

(1) 水利用調整事業（別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水を示すものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる(イ)及び(ウ)にあつては、(ア)と併せて一体的に実施するものとする。

ア 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備

- (ア) 用水の需要調査
- (イ) 試験通水等による協議、操作管理等調整
- (ウ) 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備
- (エ) 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備

イ 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備

- (ア) 浄化水路整備
- (イ) 曝気施設等の浄化施設整備

- ウ 用水の利活用に必要な施設整備
  - (ア) 環境との調和に配慮した水路整備
  - (イ) 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備
  - (ウ) その他用水の利活用に必要な施設整備
- (2) 水利用高度化推進事業（別表の区分の欄の3の事業種類の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 地域用水機能増進計画の策定
    - 地域用水機能増進計画は、次に掲げる事項について別記様式第6号により作成するものとする。
    - (ア) 地域の概要
    - (イ) 地域用水機能を増進させるための配水計画、維持管理計画
    - (ウ) 関係機関との連絡調整や啓蒙普及活動等の内容を定めた地域用水機能増進支援体制整備計画
    - (エ) 地域用水機能増進支援活動計画
  - イ 地域用水機能増進支援活動
    - 事業内容は、地域用水対策協議会の運営、地域用水機能増進情報整備、関係機関との連絡調整、事業推進活動等とする。
  - ウ 地域用水機能増進活動
    - 事業内容は、地域用水機能の増進のために行う配水操作、維持管理、水質管理等とする。
  - エ ウを補完する施設等の改修整備
    - 事業内容は、チェックゲートの設置、農業用排水施設の補修その他地域用水機能の増進に必要な施設等の改修整備とする。
- (3) 施設計画策定事業（別表の区分の欄の3の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 実施計画策定
    - 農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
  - イ 水管理方法の技術的検討
  - ウ 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び、魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成
  - エ その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等
- (4) 管理省力化施設整備事業（別表の区分の欄の3の事業種類の(4)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - 給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備
- (5) 機能保全計画策定事業（別表の区分の欄の3の事業種類の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 農業用排水施設等に関する機能保全計画を策定する（機能保全計画の策定に

必要な当該施設の機能診断を含む。）。機能保全計画は次に掲げる事項について別記様式第9号により作成するものとする。

(ア) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(イ) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(ウ) 劣化原因究明のための構造物の監視

(エ) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

イ 事業実施主体が都道府県である場合は、策定された機能保全計画内容に関する情報の集約の推進を図るとともに、当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系下にある施設に係るものについては、地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）に情報提供を行うものとする。

### 第3 事業実施主体

農業水利施設保全合理化事業の事業実施主体は、次に定めるとおりとする。

- 1 農業水利施設等整備事業の事業実施主体は、2から5に定める場合を除き、都道府県とする。
- 2 指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区とする。
- 3 調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等とする。
- 4 中心経営体農地集積促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。
- 5 水利用再編促進事業の事業実施主体は都道府県、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認める者とする。

### 第4 事業の実施要件

農業水利施設保全合理化事業に係る要綱第2の2の(2)の③の農村振興局長が別に定める実施要件とは、実施要綱に基づき平成30年度以前に採択され事業に着手していることとする。

### 第5 計画の作成

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第5の別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

#### 1 農業水利施設等整備事業及び農地集積促進事業

都道府県知事は、事業を実施しようとするときは、別記様式第1号により集積施設整備計画を作成するものとする。

#### 2 水利用再編促進事業

(1) 事業実施主体は、水利用調整事業を実施しようとするときは、水利用調整事業計画及び事業計画概要書を作成するものとする。水利用調整事業計画は別記様式第2

号、事業計画概要書は別記様式第3号によるものとする。

- (2) 事業実施主体は、水利用高度化推進事業を実施しようとするときは、水利用高度化推進事業計画及び地域用水機能増進基本計画を作成するものとする。水利用高度化推進事業計画は別記様式第4号、地域用水機能増進基本計画は別記様式第5号によるものとする。
- (3) 事業実施主体は、施設計画策定事業を実施しようとするときは、施設計画策定事業計画を作成するものとする。施設計画策定事業計画は別記様式第7号によるものとする。
- (4) 事業実施主体は、管理省力化施設整備事業を実施しようとするときは、管理省力化施設整備事業計画を作成するものとする。管理省力化施設整備事業計画は別記様式第8号によるものとする。

## 第6 計画の変更

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第4の別に定める計画及び変更とは、物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減(公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)に該当する場合は第5の計画の変更を行うものとする。

## 第7 事業達成状況の報告

農業水利施設保全合理化事業に係る別紙2の第5の別に定めるところとは、次に定めるところとする。

- 1 農業水利施設等整備事業の達成状況の報告は、集積施設整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 水利用調整事業の達成状況の報告は、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 3 水利用高度化推進事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。
- 4 施設計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。
- 5 管理省力化施設整備事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。
- 6 機能保全計画策定事業の達成状況の報告は、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第15号により行うものとする。

## 第8 助成

- 1 指導事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。
- 2 調査・調整事業の助成は、3の限度額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

- 3 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次に掲げる基準額に調整事業の実施年数を乗じて得た額とする。
  - (1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円
  - (2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円
  - (3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円
- 4 中心経営体農地集積促進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の開始年度から集積施設整備計画に定める目標年度の翌々年度までにおいて行うものとする。
- 5 中心経営体農地集積促進事業の助成の限度額は、農業水利施設等整備事業の総事業費に次に掲げる助成割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 中心経営体農地集積率が35%以上45%未満の場合にあつては、0.035
  - (2) 中心経営体農地集積率が45%以上55%未満の場合にあつては、0.045
  - (3) 中心経営体農地集積率が55%以上65%未満の場合にあつては、0.055
  - (4) 中心経営体農地集積率が65%以上75%未満の場合にあつては、0.065
  - (5) 中心経営体農地集積率が75%以上の場合にあつては、0.075
- 6 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業水利施設等整備事業の総事業費の2%に相当する額の範囲内において、農業水利施設等整備事業の開始年度の翌年度から集積施設整備計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

## 第9 その他

- 1 別表の区分1の事業による盛土・切土等の施工(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 2 1に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は1の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

## 別表

区分	事業種類	事業内容
1 農業水利施設等整備事業	(1) 用排水施設整備事業	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水事業	農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破砕
	(3) 客土事業	農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等
	(4) 区画整理事業	農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
2 農地集積促進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業	土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県等が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動
	(2) 中心経営体農地集積促進事業	中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。）への農用地の集積に向けた促進支援
	(3) 耕地利用高度化推進事業	営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動等
3 水利用再編促進事業	(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
	(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
	(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等
	(4) 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に附帯する施設の整備
	(5) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該

		施設の機能を保全するために必要な対策方法等を 定めた計画の策定
--	--	------------------------------------

(別記様式第1号)

農用地利用集積促進用排水施設整備計画

1 地区の現況

都道府 県名		地区名		受益面積		所在地								
地形・ 地質	土壌・ 気象													
地域農 業概 要	農業経営体数		個人経営体		団体経営体 (法人)		団体経営体 (非法人)		計		平均農家所得 (平成 年)			
											農業所得	千円		
	1戸当たり平均耕地 面積 (ha)		水田		普通畑		樹園地		その他		計		農外所得	千円
													計	千円
	主要 作物 作付 面積	作物名										延作付面積 (ha)		土地利用 率 (%)
		作付面積 (ha)												
単位収量 (kg/10a)														
地域指定等														

2 課題及び整備方針

関連基幹事業の 概要	事業実施主体	事業実施期間	事業内容	総事業費
地域農業の 現状と課題				
農用地の 集積目標等	利用集積率 ○○%→○○% 集積団地要件の定義：○ha以上			
地域農業の振興 方向と整備方針				



## 6 農地集積促進事業の概要

運用別表の区分の欄 の2の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費(千円)	備考

注1：別表の区分の欄の2の農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別表の区分の欄の2の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合は各々について記入する。

注3：「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。

## 7 中心経営体への農地集積計画

区 分	農用地面積 (ha) A	B	中心経営体の利用集積面積 (ha)			中心経営体 集積率(%) B/A	助成割合 (%)
			中心経営体の 所有面積 (ha) C	中心経営体の 使用収益権面 積(ha) D	中心経営体の 基幹3作業受 託面積(ha) E		
事業実施前 (○年度)							
整備事業完了時 (○年度)							
要件達成確認時 (○年度)							
目標年度 (○年度)							

注1：別表の区分の欄の2の(2)中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：複数の中心経営体に集積する場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

## (別記様式第2号)

# 水利用調整事業計画

## 第1章 地域と農業水利施設等の概要

### 第1節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

### 第2節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

### 第3節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

## 第2章 事業の基本方針

### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

### 第2節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

### 第3節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

## 第3章 事業計画の内容

### 第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

### 第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

### 第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

### 第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

### 第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

### 第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

(別記様式第3号)

水利用調整事業計画概要書

都道府県名		地区名		関係市町村		事業実施主体		事業概要				
水系河川名								工期				
								総事業費				
								千円				
現況土地改良施設の整備状況	事業名								取得・再生する用水(想定)			
	事業主体											
	工期											
	受益面積 (ha)		水田	畑	樹園地	その他	計	水利権者				
								水利施設				
	受益戸数								施設財産所有者			
									施設管理者			
									その他事項(通水量、期間等)			
	農用水利施設	施設名		数量	財産者	管理者	諸元	負担区分(千円)				
								区分	国費	県費	市町村	その他
						用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備						
既得水利権	水利権者						農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備					
	水利施設						農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備					
	許可期間						用水の利活用に必要な施設整備					
	最大通水量(m³/s)						計					
	水利権調整状況								施設名	数量	事業費(千円)	諸元等
図面等		1. 計画位置図 2. 一般計画平図 3. 計画用排水系統図				施設整備内容						

注：水利用調整事業計画概要書と併せて、下記のア、イに該当する書類を添付するものとする。

ア 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

イ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

(別記様式第4号) 水利用高度化推進事業計画

		農政局名	都道府県名
土地改良区名	所在地	受益面積	関係市町村名
現況の地域用水機能の概要			
目標とする地域用水機能の概要			
事業内容	①地域用水機能増進計画策定		
	②地域用水機能増進支援活動		
	③地域用水機能増進活動		
	④施設等の補修整備		
備 考			

(別記様式第5号)

		地区名	地区
		作成年月	年 月

**地域用水機能増進基本計画**  
**〇〇地区**

令和 年 月  
〇〇県〇〇土地改良区 (市町村)

＜地域用水機能増進基本計画 目次＞

- 1 地区概要表
- 2 地域の所在及び現況
  - (1) 所在地
  - (2) 地域の概要
    - ①地域の地勢及び社会条件
    - ②市町村等における地域開発等の方向
  - (3) 農業用水の成立過程
    - ①農業用水の歴史的経緯
    - ②整備状況
  - (4) 現況の地域用水機能
    - ①地域用水機能の概要
    - ②施設タイプごとの地域用水機能の概況
    - ③管理体制
- 3 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
  - (1) 基本方針
  - (2) 高度化する機能ごとの基本的考え方
- 4 施設の整備及び維持管理等の方策
  - (1) 施設の整備計画
  - (2) 配水操作計画
    - ①基本的考え方
    - ②配水操作計画
  - (3) 施設の維持管理
    - ①基本的考え方
    - ②維持管理計画
- (4) 水質管理
  - ①基本的考え方
  - ②水質管理計画
- (5) 目標とする管理体制
- (6) 支援体制の確立
  - ①地域用水対策協議会
  - ②地域用水機能の啓蒙普及の考え方
  - ③支援組織の考え方
  - ④その他
- 5 事業実施計画
  - (1) 事業実施計画
  - (2) 指標等
    - ①地域用水機能存在指標 (現況)
    - ②地域用水機能増進指標 (現況及び計画)
- 6 関連事業
- 7 添付図面
  - (1) 地域用水環境整備現況図
  - (2) 地域用水機能増進構想図
  - (3) 地域用水機能効果算定図 (現況)
  - (4) 地域用水機能効果算定図 (計画)

都道府県名		地区名		地域用水機能の活性化のための方策	地域用水機能	現況				
関係市町村名										
地域の概要	地理的条件							目標		
	農業状況									
計画対象面積	全体	水田	畑		その他農用地	農用地以外	備考			
	ha	ha	ha		ha	ha				
人口・戸数	実数	総人口	農家人口		総戸数	農家戸数				
	構成比									
農業基盤整備状況							施設整備			
							配水操作			
							維持管理			
							機能の増進	存在要件		
								増進効果		
							備考			

## 2 地域の所在及び現況

### (1) 所在

都道府県名	市町村名	土地改良区名

### (2) 地域の概要

#### ①地域の地勢及び社会条件

#### ②市町村等における地域開発等の方向

### (3) 農業用水の成立過程

#### ①農業用水の歴史的経緯

#### ②整備状況

事業名	工期	受益面積	整備内容

### (4) 現況の地域用水機能

#### ①地域用水機能の概要



(2) 配水操作計画

①基本的考え方

区 分	配 水 体 制	配 水 操 作
平 水 年		
渇 水 年		

②配水操作計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		配 水 操 作 の 概 要			配水管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	操 作 内 容			
					平 水 年	渇 水 年		

(3) 施設の維持管理

①基本的考え方

--

②維持管理計画

施設タイプ	機能の類別	機能の増進目標		維 持 管 理 計 画		維持管理者	備 考
		現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

(4) 水質管理

①基本的考え方

--

②水質管理計画

施 設	機能の増進目標		水 質 管 理 計 画		水質管理者	備 考
	現 況	目 標	施設の概要	管理内容		

(5) 目標とする管理体制

--

(6) 支援体制の確立

①地域用水対策協議会

--

②地域用水機能の啓蒙普及の考え方

--



## 6 関連事業

## 7 添付図面

- (1) 地域用水環境整備現況図
- (2) 地域用水機能増進構想図
- (3) 地域用水機能効果算定図（現況）
- (4) 地域用水機能効果算定図（計画）

(別記様式第6号)

地区名	地区
作成年月	年 月

地域用水機能増進計画  
〇〇地区

令和 年 月

〇〇県〇〇土地改良区(市町村)

<地域用水機能増進計画 目次>

1 地域の概要

- (1) 関係市町村
- (2) 地域の概要
- (3) 地域用水機能の現況

2 地域用水機能を増進させるための活動計画

- (1) 農業用水節水計画
- (2) 地域用水配水計画
- (3) 地域用水管理計画
  - ①施設維持管理
  - ②水質管理計画

3 地域用水増進支援体制整備計画

- (1) 地域用水対策協議会
  - ①連絡調整
  - ②啓蒙普及
- (2) 活動支援

4 その他

# 地域用水機能増進計画

## 1 地域の概要

### (1) 関係市町村

--

### (2) 地域の概要

--

### (3) 地域用水機能の現況

--

## 2 地域用水機能を増進させるための活動計画

### (1) 農業用水節水計画

--

### (2) 地域用水配水計画

#### ①基本的考え方

区分	配水体制	配水操作
平水年		
渇水年		

#### ②配水操作計画

整理番号	機能の類別	機能の増進目標		配水操作計画			配水管理者
		現況	目標	施設の概要	操作内容		
					平水年	渇水年	

#### ③配水操作体制

平水年	渇水年

### (3) 地域用水管理計画

#### ①施設維持管理

##### ア. 基本的な考え方

--

イ. 施設維持管理計画

整理 番号	機能の 類別	機能の増進目標		維持管理計画		維持管理 者
		現況	目標	施設の概要	管理内容	

ウ. 管理体制

②水質管理計画

3 地域用水機能増進体制

(1) 地域用水対策協議会

①組織構成

②連絡調整活動

③支援活動

④その他

(2) 活動支援

4 その他

(別記様式第7号)

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				※注3
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
事業内容及び費用負担	事業内容	数量	費用負担(千円)			
			国費	県費	市町村費	計

※注1) 第2の3の(3)のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 第2の3の(3)のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 第2の3の(3)のア～エの番号を記載する。

(別記様式第8号)

管理省力化施設整備事業計画

地区名	事業実施主体	関係都道府県 関係市町村	工期
農用地の集積方針			
事業の必要性			
事業の内容			事業費(千円)
全 体 額 (千円)			
備 考			

(別記様式第9号)

地区名	地区
<p>機能保全計画</p> <p>令和 年 月</p> <p>〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇村</p>	

<機能保全計画 目次>

1. 施設現況調書
  - (1) 事業の状況
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設機能監視計画

(別記様式第 10 号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

農業水利施設等整備事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1 事業実施状況

(1) 整備事業の実施状況

地区名	関係市町村 名及び土地 改良区名	総事業費 (百万円)	受益面積 (ha)	着工年 度	完了年 度	主な工事内容	備考

一体的に実施した 関連支援事業	実施した関連支援 事業の内容	備考

注 1 : 「一体的に実施した関連支援事業」には、都道府県が国の助成を受けずに実施する事業のほか、農地集積促進事業及び農山漁村地域振興交付金等の名称を記入する。

(2) 農地集積促進事業の実施状況

事業名	事業実施主 体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (千円)	備考

注 1 : 農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し、実施しない場合は斜線を引く。

注 2 : 「事業名」は、運用別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の事業名を記入する。

注 3 : 「活動内容等」は、実施時期及び活動内容を具体的に記入する。



(3) 中心経営体への農地集積の実績

区分	農用地面積 (ha) A	中心経営体の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	中心経営体の利			中心経営体集積率 (%) B/A	助成割合 (%)
			中心経営体の所有面積 (ha) C	中心経営体の使用収益権面積 (ha) D	中心経営体の基幹3作業受託面積 (ha) E		
事業実施前							/
計画	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
〇〇年度まで							/

上段 ( ) : 生産基盤整備事業等の完了時、下段 : 集積施設整備計画等目標年度

注1 : 中心経営体農地集積促進事業を実施している場合のみ記入し実施しない場合は斜線を引く。

注2 : 複数の中心経営体を育成している場合は、各々の中心経営体ごと及び合計について本表を作成する。

(別記様式第 11 号)

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び水利用調整事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
計				

(別記様式第 12 号)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)  
農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

〇〇土地改良区理事長 名  
〇〇 市 町 村 長 名

}

水利用高度化推進事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名

2. 地域用水機能増進割合の達成状況

	当初	計画	現況	達成率
地域用水機能増進割合(%)				

3. 諸活動等実施状況の概要

活動項目	活 動 内 容	備 考

(別記様式第13号)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)  
農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事 名  
市町村長 名  
土地改良区理事長 名



施設計画策定事業達成状況報告書

運用3(農業水利施設保全合理化事業)第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業達成状況の概要

事業の種類	実施結果	備考

※調査範囲に変更があつた際は、位置図を添付すること。

(別記様式第 14 号)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)  
農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事 名  
市町村長 名  
土地改良区理事長 名



管理省力化施設整備事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業達成状況の概要

事業の内容	実施結果	備考

(別記様式第 15 号)

番 号  
年 月 日

(都道府県知事経由)  
農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事 名  
市町村長 名  
土地改良区理事長 名



機能保全計画策定事業達成状況報告書

運用 3 (農業水利施設保全合理化事業) 第 8 の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 地区名 〇〇地区

2. 機能保全計画策定施設調書

(施設一覧^{※1})

施設名	造成年度	種類 ^{※2}	規模 ^{※3}	水路延長 ^{※4}	管理主体	備考

※1 : 必要に応じて項目数を増減させること

※2 : 種類とは、貯水池、頭首工、揚水機、排水機、樋門、水路又はその他施設

※3 : 規模とは、貯水池は貯水量(千 $m^3$ )、頭首工は取水量 ( $m^3/s$ )、用水機及び排水機は揚水量 ( $m^3/s$ )、樋門及び水路は通水量 ( $m^3/s$ )

※4 : 水路延長とは、水路の場合は延長 (k m)、水路以外は空欄

(施設数計)

種類	貯水池	頭首工	揚水機	排水機	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						k m		k m

## 運用 4（広域農業用水適正管理対策事業）

### 第 1 事業の内容

広域農業用水適正管理対策事業の事業内容は、次の 1 及び 2 に該当する農業水利施設の撤去を行うものとする。

- 1 国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- 2 農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

### 第 2 事業実施主体

広域農業用水適正管理対策事業に係る別紙 2 の第 4 の別に定める者とは、都道府県、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認める者とする。

### 第 3 事業の実施要件

広域農業用水適正管理対策事業に係る要綱第 2 の 3 の (2) の ③ の農村振興局長が別に定める実施要件とは、次のすべての要件に該当するものであることとする。

- 1 国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第 87 条、同法第 87 条の 2 及び同法第 87 条の 3 のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- 2 次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
  - (1) 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
  - (2) 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

### 第 4 計画の作成

都道府県知事は、広域農業用水適正管理対策事業の実施に当たっては、事業計画書（別記様式第 1 号）及び事業計画概要書（別記様式第 2 号）（以下この別紙において「事業計画概要書等」という。）を次に定めるところにより作成するものとする。

- 1 事業計画においては、事業目的、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法その他必要な事項を定めるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、撤去する施設の所有及びその管理者と協議調整を図るものとする。

### 第 5 計画の変更

- 1 次に定める変更があった場合は、第 4 の事業計画概要書等を変更するものとする。
  - (1) 工事計画の著しい変更
  - (2) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の 20% 以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の

事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。)

- 2 1の変更を行ったときは、別記様式第3号により変更計画報告書を作成するものとする。

## 第6 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、事業実施主体に助成するものとし、対象となる経費は次のとおりとする。

費目	工種	事業内容
工事費	純工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下この別紙において「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費，材料費，役務費，仮設損料，土地の借料等とする。 ただし，請負施行の場合にあつては，これらの費用のほか，船舶及び機械器具損料，営繕損料並びに諸経費を含むものとする。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし，前号に規定する本工事費の内容に相当する経費とする。
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損害を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶機械器具，車輛（乗用車を除く。）等の購入費，借料，運搬費又は据付，撤去，修理若しくは製作に要する費用とする。
調査設計費	調査設計費	調査及び実施設計に要する経費とする。

## 第7 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、当該流域の農業用水管理の適正化、水利使用者としての義務の履行、災害の未然防止等のためのものであることから、国の助成を除いた額については、都道府県及び市町村の費用をもって充当するよう、地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。）は、都道府県知事、市町村を指導するものとする。

## 第8 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第1号

広域農業用水適正管理対策事業計画書

第1章 事業目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設撤去する必要性について簡潔に記載する。

第2章 事業主体

事業を実施する者を記載する。

第3章 従前の国営土地改良事業

従前の国営土地改良事業の地区名、事業制度、事業年度及び国庫負担率（基本）について記載する。

第4章 施設の撤去状況

従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった農業水利施設名及び本事業により撤去する農業水利施設名、施設規模を記載する。

第5章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

第6章 事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況

事業で撤去する農業水利施設の利用及び管理状況について簡潔に記載するとともに、その施設を残存した場合、農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれがある内容について簡潔に記載する。

第7章 河川法等に基づく農業水利施設の用途廃止の義務

農業水利施設の用途廃止を河川管理者から求められている場合は、その内容を簡潔に記載する。

第8章 工事に関する河川管理者との協議状況

工事に関して、河川管理者と協議を行っている場合は、その内容について記載する。

第9章 総事業費及びその内容

事業に要する費用の総額及び内訳等について記載する。

第10章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合等について記載する。

第11章 予定工期

工事の着手及び完了の予定工期を記載する。

第12章 計画図面

1. 位置図（5万分の1地形図）
2. 計画平面図

広域農業用水適正管理対策事業計画概要書

1. 事業概要表

県名		地区名		関係市町村名		予定工期	年度 ～	事業主体	
事（業必 の要 目的）				事業の概要		事業の対象とする農業水利施設の利用及び管理状況			
	従前の国営土地改良事業			従前の国営土地改良事業により撤去する計画であった施設					
事業制度		全施設数							
地区名									
事業年度	～	未撤去施設数		河川法等に基づく施設の用途廃止の義務		工事に関する河川管理者との協議状況			
国庫負担率（基本）		本事業により撤去する施設数							
総事業費	負担区分（千円）								
	国費	県費	市町村	その他					

2. 計画概要図

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図

別記様式第3号

### 事業計画変更手続報告書

番 号

年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

広域農業用水適正管理対策事業〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行つたので報告する。

(別記様式第3号の別紙)

地区名	局 名			所在地	
事業名					
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日	〇年までの進捗率変更 事業費ベース)	
項 目	現 計 画	変 更 計 画	増△減	備 考	
事業費					
工 期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

## 運用5（地域用水環境整備事業）

### 第1 事業の内容

地域用水環境整備事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### 1 地域用水環境整備事業（以下「地域用水等事業」という。）

(1) 水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水機能の維持増進等に資する以下に掲げる施設の整備を地域用水事業計画に基づき総合的に行うものとする。

##### ア 親水・景観保全施設整備

親水・景観保全のための施設としての親水護岸、遊水施設、せせらぎ水路等の整備

##### イ 生態系保全施設整備

蛍ブロック、魚巢ブロック、草生水路、魚道等の整備

##### ウ 地域防災施設整備

地震等の災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての、防火水槽、吸水枡、給水栓及びアクセス施設等の整備

##### エ 渇水対策施設整備

渇水時に必要となる次に掲げる施設の整備

(ア) 農業排水を再利用するための堰、揚水機、送水管等

(イ) 緊急水源の確保のためのファームポンド、ため池及び簡易井戸等

(ウ) 各水源間で相互に農業用水を融通するための連絡水路等

##### オ 利用保全整備

造成された施設の適切な利用と保全を図るためのベンチ、パーゴラ、水質保全施設、緑化、消雪施設、便所、水飲場、休憩所、駐車場、管理道、遊歩道、案内板、照明、安全施設等の整備

##### カ 地域用水機能増進施設整備

地域用水機能の増進のための施設としての共同洗い場、チェックゲート、反復利用施設等の整備

##### キ 小水力発電整備

農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電のための施設整備（新設・更新・部分改修）

(2) 特に必要とする場合にあっては、次の施設の整備を単独で行うことができるものとする。

ア (1)のイに掲げる生態系保全施設のうちの魚道にあって、河川に設置された農業水利施設からの適正な放流量の確保等を目的として都道府県が実施するもの（以下「単独魚道整備」という。）

イ (1)のウに掲げる地域防災施設であって、地震時の災害発生時に消防水利又は生活水利の機能が停止した場合等に地域防災を支援することを目的として実施するもの（以下「単独地域防災施設整備」という。）

ウ (1)のエに掲げる渇水対策施設であって、農業水利施設の渇水時における節水

能力を向上させることにより、地域の渇水調整の円滑化を図ることを目的として実施するもの（以下「単独渇水対策施設整備」という。）

エ (1)のキに掲げる小水力発電施設であって、土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ることを目的として実施するもの（以下「小水力発電整備」という。）

## 2 歴史的施設保全事業

歴史的な土地改良施設を対象に、当該施設の有する歴史的価値の保全に配慮しつつ、施設の機能の維持又は向上及び安全性確保のため緊急に必要な補強工事並びに当該施設の適切な保全・管理・利用のために当該工事と一体的に行う必要のある次に掲げる施設の整備等を行うものとする。

なお、(3)を行う場合は、1地区最大3年間を限度として実施するものとする。

- (1) 当該施設に関連する資料の収集・保管庫の整備
- (2) 管理道及び駐車場の整備
- (3) 当該施設の維持補修に必要な技術の習得等
- (4) 当該施設の適切な利用を図るための施設（案内板、休憩施設、便所又は安全施設）の整備

## 第2 事業実施主体

地域用水環境整備事業に係る別紙2の第4の別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

- 1 第1の1の地域用水等事業にあつては、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が認める者（ただし、単独魚道整備にあつては都道府県、単独地域防災施設整備及び単独渇水対策施設整備にあつては都府県とする。）
- 2 第1の2の歴史的施設保全事業については、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事が認める者（ただし、第3の2の(1)のキに掲げる施設を対象とする場合の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。）

## 第3 事業の実施要件

### 1 地域用水等事業

(1) 次に定める要件を満たすこと。

ア 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。

イ 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

ウ 総事業費が5千万円以上であること。

エ 第1の1の(1)のキの地域用水機能増進施設整備を行う場合にあつては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。

(2) 第1の1の(2)に掲げる以下の事業を行う場合にあつては、(1)に定めるところにかかわらず次の要件に該当するものであること。

ア 単独魚道整備

次に掲げるいずれかの施設を対象に行われる施設整備であること。

(ア) 国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業によって河川に設置された農業水利施設で次のいずれかに該当するもの。

- ① 魚道が未整備又は現に設置されているが魚道の通水能力が小さいために、常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設
  - ② 河川の流水による魚道の損傷若しくは施設下流部の河床低下部等より、魚族の遡上の障害となっている施設又は常時一定量の下流への放流量を確保することが困難な施設
  - ③ 水産庁（都道府県の水産部局を含む。）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている施設
- (イ) 取水量が大きく河川の流況若しくは生態系に影響を及ぼす恐れのある都道府県営土地改良施設に相当する規模を有する農業水利施設として次に定める要件を満たすこと。

- ① (ア)のいずれかに該当するもの。
  - ② 1級河川又は2級河川に設置された農業水利施設のうち、河川を横断する大規模な工作物で当該施設の取水能力が $0.3\text{m}^3/\text{s}$ 以上の施設。
- (ウ) 前後一連の区間の魚道が整備され、又は整備が予定されている農業水利施設で、当該施設の魚道が整備されていないため、魚類の遡上の障害となっていることが明らかであるもの。

#### イ 単独地域防災施設整備

- (ア) 地域防災の観点から実効性が高く、地域防災事業を実施することが適当と認められるものとして次のいずれかに該当するとともに、整備しようとする施設につき、消防関係部局との調整を行い、また消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に照らした結果、整備することが適当であると認められること。
- ① 第4の1の(1)のウの地域防災整備事業計画が、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条により作成される都道府県地域防災計画及び第42条により作成される市町村地域防災計画）を踏まえたものであること。
  - ② 整備しようとする施設が、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条により作成される計画）において定められ、又は定められる見込みであること。
- (イ) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- (ウ) 総事業費が3千万円以上であること。

#### ウ 単独渇水対策施設整備

- (ア) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。
- (イ) 総事業費が3千万円以上であること。
- (ウ) 近年、渇水に伴う取水制限が行われている地域として、次のいずれかに該当する地域における施設整備であること。
- ① 直近10年間において、当該地域が属する水系における水利調整を行う組織の決定等により、一定期間の取水量の減量等を行ったことがあること。

- ② 直近 10 年間に於いて、他種利水者等関係機関からの申し入れ等を踏まえ、  
渇水調整に係る活動を行ったことがあること。

エ 小水力発電整備

次に定める要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備であること。

(ア) 施設整備

- ① 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。

次に掲げる施設（以下「電力供給対象施設」という。）を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。

(a) 土地改良施設等であつて土地改良区等が管理する施設（発電事業主体が土地改良区である場合は当該土地改良区が管理する施設に限る。）

(b) 農業農村振興に資する公的施設（発電事業主体が都道府県及び市町村の場合に限る。）

- ② 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。

- ③ 整備する施設の費用が以下を満足すること。

$$\begin{aligned} & \text{[建設費} \times \text{発電事業者費用負担率]} \div \text{[年間売電収入} - \text{年間維持管理費]} \\ & \leq \text{総合耐用年数} \times 1 / 2 \end{aligned}$$

2 歴史的施設保全事業

- (1) 次に掲げるいずれかの土地改良施設を対象とすること。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、重要文化財として指定され、又は指定されることが確実と認められるもの

イ 同法第 57 条第 1 項の規定に基づき文化財登録原簿に登録され、又は登録されることが確実と認められるもの

ウ 同法第 78 条第 1 項の規定に基づき重要有形民俗文化財として指定され、又は指定されることが確実と認められるもの

エ 同法第 109 条第 1 項の規定に基づき史跡名勝天然記念物として指定され、又は指定されることが確実と認められるもの

オ 同法第 182 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体の条例に定めるところにより重要なものとして指定され、又は指定されることが確実と認められるもの

カ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 5 条第 8 項に基づき認定された歴史的風致維持向上計画に位置付けられたもの

キ 世界かんがい施設遺産に認定されたもの

- (2) 当該施設の支配面積又は一連の群として関連性を持つ複数の施設の支配面積の合計が 20 ヘクタール以上であること。

- (3) 事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること。

- (4) 総事業費が 3 千万円（ため池にあつては 8 百万円）以上であること。

地域用水環境整備事業の実施に当たって、次に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成するものとする。

#### 1 地域用水等事業

(1) 事業実施主体となる者は、事業を早急に実施することが適当と認められる区域を対象として、地域用水環境整備事業計画概要書（別記様式第1号）及び次の事業計画（以下この別紙において「地域用水等事業計画」という。）を作成するものとする。

ア 第1の1の(1)に掲げる事業を実施する場合にあっては、地域用水事業計画（別記様式第2号）を作成するものとする。

イ 単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第5号）を作成するものとする。

ウ 単独地域防災施設整備を実施する場合にあっては、地域防災施設整備事業計画（別記様式第3号）を作成するものとする。

エ 単独渇水対策施設整備を実施する場合にあっては、渇水対策施設整備事業計画（別記様式第4号）を作成するものとする。

（単独魚道整備を実施する場合にあっては、魚道整備事業計画（別記様式第5号）

オ 小水力発電整備を実施する場合にあっては、小水力発電整備事業計画（別記様式第6号）を作成するものとする。

(2) 地域用水等事業計画においては、事業の目的、事業計画区域、事業実施主体、工事計画、費用の総額及びその内容、費用負担の方法、施設の予定管理者及び予定管理方法その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 地域用水等事業計画の作成に当たり必要がある場合は、費用の負担予定者、現況施設の所有者及び管理者、施設の予定管理者、関係行政機関等と調整を図るものとする。

#### 2 歴史的施設保全事業

(1) 歴史的施設保全事業計画は、事業を実施することが適当と認められる区域を対象として、事業実施主体が作成するものとする。

(2) 歴史的施設保全事業計画においては、事業の目的、施設の所在及び現況、工事計画、費用の総額及びその内訳、施設の予定管理者及び予定管理方法、施設の予定公開方法、関連事業その他必要な事項を定めるものとする。

(3) 歴史的施設保全事業計画の様式は、別記様式第7号とする。

### 第5 計画の変更

1 次に定める変更があった場合は、第4の計画の変更を行うものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業計画区域の著しい変更

(3) 物価又は労賃の変動によるものを除く総事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- 2 都道府県知事は、1の変更を行ったときは、別紙2の第6の3にかかわらず、別記様式第8号により変更計画報告書を作成するものとする。

## 第6 国の助成を除いた額の取扱い

本事業は、農業用水及び農業水利施設が有する景観・生態系保全、親水、防火、水質浄化などの地域用水機能の維持増進に資する施設及び二酸化炭素の排出削減に資するための小水力発電施設の整備を通じ、農村地域の生活空間の質的向上及び低炭素社会づくりの促進を図るものであり、その効用は地域全体に広く及ぶことから、国の助成を除いた額については、当該都道府県等の費用をもって充当し、農業者等の負担とならないよう地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）は都道府県知事に要請するものとする。

## 第7 小水力発電施設の管理運営の取扱い

本事業で整備した小水力発電施設の管理運営については、次のとおり取り扱うものとする。

### 1 国庫への納付

小水力発電施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（別紙2第9の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費、土地改良施設の維持管理費、土地改良施設の更新費及び再生可能エネルギー施設の建設費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。

### 2 小水力発電施設の管理者の報告

小水力発電施設の管理者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に基づく認定を受けたとき、電気事業者との電力供給契約を締結したときは、直ちに次に掲げる資料を都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）に提出するものとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し

イ 電気事業者との電力供給契約書の写し

ウ 小水力発電施設に関する収支計算書（別記様式第9号）

## 第8 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別記様式第1号

地域用水環境整備事業計画概要書

(1) 地域用水環境整備事業の場合

地区名		県名		事業主体		概算工事費	
関係市町村	事業費		予定工期			費用の負担方法	
	千円		年度	年度	～		
事業の目的 (必要性)					施設等の予算管理者 及び予定管理方法		
地域の現況					関連事項		
事業計画 区域の範囲							
工事の概要							

(2) 単独地域防災施設整備の場合

地区名		都府県		事業主体		概算事業費	
関係市町村	総事業費		予定工期			費用の負担方法	
	千円		年度	年度	～		
事業の目的 (必要性)					施設等の予算管理者 及び予定管理方法		
地域の現況					地域防災計画と の関連		
事業計画 区域の範囲							
工事の概要					備考		

(3) 単独渇水対策施設整備の場合

地区名		都府県		事業主体		水系名・河川名	
関係市町村	総事業費		予定工期			概算事業費	
	千円		年度	年度	～		
事業の目的 (必要性)					費用の負担方法		
渇水による 影響					施設等の予算管理者 及び予定管理方法		
事業計画 区域の範囲					既存農業水利施設の 概要		
工事の概要					備考		

(4) 単独魚道整備の場合

都道府県名	地区名	施設名	関係市町村名	予定工期			
現況事業の必要正	(対象施設の状況、魚道整備の必要性について記載する)		施設の整備計画				
対象施設の概要	施設の主要諸元	堤高、堤長、取水量(施設の取水能力)等	総事業費	負担区分(千円)			
	受益面積	施設造成時の受益面積(ha)		国	都道府県	市町村	その他
	魚道の諸元	魚道の形式、延長、勾配、幅等					
河川の状況	水系及び河川名		施利 設用 の状 況	1. 取水期間、期別最大取水量			
	河川区分			2. 施設の所有者名			
	河川流況	施設の設置地点における基準濁水流量が求められている場合は記載する。	魚関 道す 整る 備要 に請	3. 施設の管理者名			
	関係漁協名及び 生息魚種			4. 管理状況			
下流放流の義務		工事に関する 河川管理者と の協議状況					

(5) 小水力発電整備の場合

地区名	県名	事業主体	工事の計画
関係市町村	事業費	予定工期	
	千円	年度 年度 ~	概算工事費
事業の目的(必要性)			費用の負担方法
地域の現況			各種協議状況
事業計画 区域の範囲			施設等の予定管理者 及び予定管理方法
農業水利施設 の概要			関連事項
小水力発電 計画の概要	施設の諸元及び電力供給対象施設などを記載する。		備考

(6) 歴史的施設保全事業の場合

都道府県名	地区名	所在地	事業主体	予定工期	施設の受益面積	費用の負担	区分	国	都道府県	市町村	その他	計
							割合					
							金額					
事業の目的						施及設 びの予 定管 理方 者法						
施及設 びの現 所況 在						施 設 の 公 開 方 法						
工事の概要						関 連 事 業 等						
工事内容	工種		内容		事業費	指 定 又 は 登 録 状 況						
	工事費	補修工事										
		保全施設 管理施設										
	小計											
	用地補償費											
	測量試験費											
	工事雑費											
計												

2. 計画概要図

- (1) 計画平面図
- (2) 主要工事計画図

## 別記様式第2号

### 地域用水事業計画

#### 第1章 地域と土地改良施設等の概要

##### 第1節 地域の社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、交通、観光、風俗、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要、市町村の抱えている課題等を簡潔に記載する。

##### 第2節 地域の自然環境等

整備計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生物その他の生態系等の状況を簡潔に記載する。

##### 第3節 土地改良施設等の概要

整備計画の対象区域及びその周辺地域の土地改良施設の位置、概要、築造年、経緯及び管理者、整備計画の対象区域の農業水利施設が必要としている保全管理又は整備上の措置、水利慣行等地域の慣習、実施中の土地改良事業等の状況等を簡潔に記載する。

##### 第4節 地域と農業水利施設の関わり

整備計画区域及びその周辺地域において農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設を利用したレクリエーション活動、農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事、風俗等）を簡潔に記載する。

#### 第2章 整備の基本方針

##### 第1節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的施策等の概要を記載する。

##### 第2節 地域における水環境整備の役割

整備の対象とする農業水利施設の役割、第1節における整備計画区域及び整備する施設等の位置付け、水環境整備に期待されている機能、効果、役割、整備の緊急性等を記載する。

##### 第3節 整備の基本方針

整備の目的及び必要性、整備計画区域の範囲、整備の対象とする農業水利施設の保全管理又は整備上の措置並びに土地利用、自然保護、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

#### 第3章 事業計画内容

##### 第1節 事業の目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設の保全・管理又は整備上の必要性等について簡潔に記載する。

##### 第2節 地域の所在地及び現況

地域の所在、事業の対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

##### 第3節 事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、設定の考え方等を記載する。

##### 第4節 事業主体

事業を実施する者を記載する。

##### 第5節 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

##### 第6節 費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

##### 第7節 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

##### 第8節 関連事業の概要

事業に隣接又は関連して実施する他の事業の概要を記載する。

##### 第9節 施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

##### 第10節 工事の着手及び完了の予定時期

##### 第11節 計画図面

- 1 現況図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事計画図

## 別記様式第3号

### 地域防災施設整備事業計画

#### 第1章 事業の目的

事業の目的、対象とする農業水利施設に防災用施設を整備する必要性等について簡潔に記載する。

#### 第2章 地域の所在及び現況

地域の所在、対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

#### 第3章 事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、その設定の考え方等を記載する。

#### 第4章 事業の実施主体

事業を実施する者を記載する。

#### 第5章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

#### 第6章 費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

#### 第7章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

#### 第8章 関連事業の概要

事業を実施する地区に隣接し又は事業に関連して実施する他の事業の概要を記載する。

#### 第9章 地域防災計画との関連

事業で整備する施設と地域防災計画との関連について記載する。

#### 第10章 施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

#### 第11章 工事の着手及び完了の予定時期

#### 第12章 計画図面

- 1 現況図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事計画図

## 別記様式第4号

### 渇水対策施設整備事業計画

#### 第1章 事業の目的

事業の目的及び対象とする農業水利施設に渇水対策施設を整備する必要性等について簡潔に記載する。

#### 第2章 地域の所在及び現況

地域の所在、対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

#### 第3章 事業計画区域の範囲

事業計画区域の範囲、その設定の考え方等を記載する。

#### 第4章 事業の実施主体

事業を実施する者を記載する。

#### 第5章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

#### 第6章 費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

#### 第7章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

#### 第8章 関連事業の概要

事業を実施する地区に隣接し又は事業に関連して実施する他の事業の概要を記載する。

#### 第9章 水利の現況

事業を実施する地区の水源名、水量、当該水源を利用している他種利水の状況等について記載する。

#### 第10章 渇水に伴う取水制限等の概要

事業を実施する地区において、直近10年間の渇水の発生状況、取水制限等渇水に対する取組、渇水による被害等について記載する。

#### 第11章 施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

#### 第12章 工事の着手及び完了の予定時期

#### 第13章 計画図面

- 1 現況図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事計画図

## 別記様式第5号

### 魚道整備事業計画

#### 第1章 事業目的

事業の対象とする農業水利施設の魚道を整備する必要性について簡潔に記載する。

**第2章 河川法等に基づく下流への放流の確保義務、河川流況、多種利水も含めた河川の利用状況、ダム等による水資源開発の状況を記載するとともに、当該施設に魚道を整備しない場合、河川管理や多種利水に及ぶ恐れのある影響について記載する。**

#### 第3章 河川に生息する魚種等

河川に生息する魚種及び関係漁業協同組合名を記載する。

#### 第4章 事業の対象とする農業水利施設の利用状況等

当該農業水利施設の利用状況、管理状況、施設規模等について記載する。

- 1 施設の所有者名
- 2 施設の管理者名
- 3 水利権の内容（取水期間、期別最大取水等取水の形態）
- 4 管理方法
- 5 施設規模（取水能力についても記載する）
- 6 魚道の状況

#### 第5章 魚道の整備に関する河川管理者等からの要請の内容

水産庁（都道府県の水産部を含む）、河川管理者、流域内の利水者協議会等から魚道の整備を要請されている場合は、その要請者名、要請年月日、要請内容を記載する。

#### 第6章 工事計画

事業で実施する工事の内容について記載する。

#### 第7章 工事に関する河川管理者等との協議調整状況

工事に関して、河川管理者、費用の負担予定者、施設の所有者及びその管理者並びに漁業協同組合と協議調整を行っている場合は、その内容について記載する。

#### 第8章 総事業費及びその内容

地形に要する費用の総額及びその内訳について記載する。

#### 第9章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合について記載する。

#### 第10章 予定工期

工事の着手及び完了工期を記載する。

#### 第11章 計画図面

- 1 計画平面図等  
魚道の縦、横断面図もあわせて記載する。

## 別記様式第6号

### 小水力発電整備事業計画

#### 第1章 事業の目的

事業の対象とする農業水利施設を活用する小水力発電施設を整備する必要性を簡潔に記載する。

#### 第2章 地域の所在地及び現況

地域の所在、事業の対象とする農業水利施設の状況等について記載する。

#### 第3章 事業計画区域の範囲等

事業計画区域の範囲、設定等の考え方を記載する。

#### 第4章 小水力発電施設を設置する農業水利施設の概要

当該農業水利施設の利用状況、管理状況、施設規模、水利権の内容等について、記載する。

#### 第5章 小水力発電計画の概要

発電施設の諸元（発電水量、落差、出力、年間発生電力量等）、二酸化炭素排出削減量及び維持管理費等について記載する。

#### 第6章 事業主体

事業を実施する者を記載する。

#### 第7章 工事計画

事業で実施する工事の内容等について記載する。

#### 第8章 工事に関する河川管理者及び電気事業者等との協議調整状況

発電水利権の内容及び取得見込みに関する河川管理者との協議状況並びに余剰電力を電気事業者等へ売電する場合の協議調整状況について記載する。

#### 第9章 費用の総額及びその内容

事業に要する費用の総額、その内訳等について記載する。

#### 第10章 費用負担の方法

事業に要する費用を負担する者、その負担割合等について記載する。

#### 第11章 関連事業の概要

事業に隣接又は関連して実施する他の事業の概要を記載する。

#### 第12章 施設の予定管理者及び予定管理方法

事業で整備した施設の予定管理者及び予定管理方法について記載する。

#### 第13章 工事の着手及び完了の予定時期

#### 第14章 計画図面

- 1 現況図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事計画図

## 別記様式第7号

### 歴史的施設保全事業計画

#### 第1章 地域及び土地改良施設の概要

##### 第1節 地域の概要

地域における自然、社会、農業等の概要について簡潔に記載する。

##### 第2節 土地改良施設の概要

施設の構造、施設の履歴、登録（指定）の経緯、文化財としての評価、現在の状況（施設、施設周辺、受益地の状況及び管理）等を簡潔に記載する

##### 第3節 地域と当該施設等との関わり

景観における施設の役割、教育の場としての役割、歌謡・絵画・伝説との関連、住民の利用状況等を簡潔に記載する。

#### 第2章 保全の基本方針

##### 第1節 地域全体の文化財等の保全構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープランに沿った具体的施策等の概要を簡潔に記載する。

##### 第2節 地域における施設の保全の意義

施設に期待されている機能、役割等について簡潔に記載する。

##### 第3節 保全の基本方針

保全・整備区域の範囲、保全・整備の方向、当該施設の保全の位置づけ、関連する計画との関係等を簡潔に記載する。

#### 第3章 事業計画内容

##### 第1節 事業の目的

##### 第2節 施設の所在及び現況

- 1 施設の所在及び現況
- 2 施設の指定又は登録状況

##### 第3節 工事計画

##### 第4節 費用の総額及びその内訳

##### 第5節 費用の負担方法

##### 第6節 施設の予定管理者及び予定管理方法

##### 第7節 施設の予定公開方法

##### 第8節 関連事業等

##### 第9節 添付図面

- 1 現況図
- 2 計画平面図
- 3 主要工事計画図
- 4 その他

別記様式第8号

事業計画変更手続報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿  
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿)

都道府県知事名

地域用水環境整備〇〇地区の事業計画の変更を、別紙の内容で行ったので報告する。

(別記様式第8号の別紙)

地 区 名		局 名		所在地	
事 業 名					
事 業 の 経 緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		〇年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項 目	現 計 画	変 更 計 画	増△減		備 考
事 業 費					
工 期					
変更の要旨					
変更項目及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

別記様式第9号

発電施設に関する収支計算書

- 1 施設名
- 2 管理主体
- 3 所在地
- 4 仕様

標高差 m (有効 m)

最大発電出力 kW

最大使用水量 m³/s

年間発生可能電力量 kWh

水車 (型式) 機

発電機 (型式) 機

- 5 事業

当該施設設置事業名 営 事業 地区 (令和 年度～令和 年度)

運転開始日 令和 年 月 日

- 6 管理方法

- 7 収入

年度	総発電電力量 (MWh)	総売電電力量 (MWh)	売電単価 (円/kWh)	総収入 (千円)	備考

- 8 支出

年度	事項	直接費 (千円)	資本費 (千円)	管理部門費 (千円)	合計 (千円)	発電原価 (円/kWh)	備考
	自己消費 売電 計						
	自己消費 売電 計						

注1 前回報告を行った最終年度の次年度より現在までの各年度毎に記載すること。

2 最大使用水量、売電単価及び発電原価については小数点以下第2位まで、他については整数で表示するものとする。

3 直接費には、人件費、修繕費、水利使用費及び諸費が含まれるものとする。

4 資本費には、減価償却費及び借入金利息が含まれるものとする。

5 管理部門費には、土地改良施設維持管理費及び発電所維持管理費が含まれるものとする。

6 自己消費とは、発電した電力を振替供給等により電力供給対象施設の操作のために利用することをいい、売電とは、余剰電力の売電をいうものとする。

## 別紙 3 - 1 (農地防災に係る運用)

### 第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① の ア の (ウ) に掲げる農地防災の実施については、実施要綱及び実施要領本文によるほか、この別紙本文及び運用 1 及び運用 2 に定めるところによる。

### 第 2 農地防災の実施事業

農地防災において実施する事業は、次に掲げる事業とする。

#### 1. 農地防災事業

農地・農業用施設に係る災害の未然防止・軽減に資する整備等を行う事業であり、運用 1 に掲げる事業

#### 2. 水質保全対策事業

農業用排水の水質汚濁に起因する障害の除去により良質な農業用水を確保、又は農業用排水施設内の水質浄化あるいは農業用排水施設から公共用水域に排出される水質の浄化を行うために農業用排水施設の整備等を行う事業であり、運用 2 に掲げる事業

## 運用 1（農地防災事業）

### 第 1 定義

この運用において「事業」とは、運用 1 別紙 1 に掲げる事業であって都道府県が行うもの（以下この別紙において「県営事業」という。）と市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下この別紙において「団体」という。）が行うもの（以下この別紙において「団体営事業」という。）をいう。

### 第 2 事業の実施

- 1 都道府県知事は、新たに農山漁村地域整備交付金（以下この別紙において「交付金」という。）を充当して本事業を実施するとき、又は団体から新たに交付金を充当して本事業を実施したい旨の報告があったときは、実施要綱第 3 に掲げる農山漁村地域整備計画とあわせて、事業計画概要書（別紙様式第 1 号、ただし、地域ため池総合整備事業、ため池等農地災害危機管理対策事業、農業用河川工作物応急対策等事業、土地改良施設耐震対策事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
  - (1) 運用 1 別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊農地保全工事における、ほ場整備、畑地かんがい又は農地開発については別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 2 号を提出するものとする。
  - (2) 運用 1 別紙 1 の農地保全整備事業のうち特殊自然災害対策工事を実施する場合は、別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 3 号を提出するものとする。
  - (3) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池緊急防災体制整備促進事業を実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 4 号を提出するものとする。
  - (4) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうち、ため池等農地災害危機管理対策事業を実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 5 号を提出するものとする。
  - (5) 運用 1 別紙 1 の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 6 号を提出するものとする。
  - (6) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事又は用排水施設等利活用保全整備工事を併せて実施する場合は別紙様式第 1 号のほか、別紙様式第 6 号を提出するものとする。
  - (7) 運用 1 別紙 1 の地域ため池総合整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 7 号を、総合整備事業を実施する場合は別紙様式第 8 号を提出するものとする。
  - (8) 運用 1 別紙 1 の農業用河川工作物応急対策等事業を実施する場合は別紙様式第 9 号を提出するものとする。
  - (9) 運用 1 別紙 1 の土地改良施設耐震対策事業のうち点検事業を実施する場合は別紙様式第 10 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 10 号のほか、別紙様式第 11 号を提出するものとする。
  - (10) 運用 1 別紙 1 の農村災害対策整備事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 12 号を、整備事業を実施する場合は、別紙様式第 13 号を提出するものとする。

- (11) 運用 1 別紙 1 のため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業を実施する場合は別紙様式第 1 号を提出するものとする。
  - (12) 施設長寿命化計画等に基づく施設機能保全対策を実施するに当たっては、
    - (1) から (10) までに定められているもののほか、別紙様式第 14 号を提出するものとする
  - (13) 運用 1 別紙 1 のため池群整備事業のうちため池群整備工事又はため池群管理体制整備事業を実施する場合には、別紙様式第 15 号を提出するものとする。
  - (14) 運用 1 別紙 1 の土地改良施設豪雨対策事業のうち調査計画事業を実施する場合は別紙様式第 16 号を、整備事業を実施する場合は別紙様式第 17 号及び別紙様式第 18 号を提出するものとする。
- 2 実施要綱第 3 の 1 の (6) の規定による費用便益費を算出する事業は運用 1 別紙 1 で掲げる事業のうち以下のとおりとする。
- (1) 防災ダム事業
  - (2) ため池等整備事業（ため池等農地災害危機管理対策事業のうちウ及びエ、ため池緊急防災対策事業、実施計画策定事業、ため池緊急防災体制整備促進事業のうちア、イ、ウ、オを除く。）
  - (3) 湛水防除事業
  - (4) 農地保全整備事業（実施計画策定事業を除く。）
  - (5) 農村地域環境保全整備事業
  - (6) 地盤沈下対策事業
  - (7) 地域ため池総合整備事業（調査計画事業、総合整備事業の防災・減災対策（ハザードマップの作成）及び保全対策（地域住民参画による保全体制の整備及び保全活動）を除く。）
  - (8) 農業用河川工作物応急対策等事業
  - (9) 土地改良施設耐震対策事業（点検事業を除く。）
  - (10) 農村災害対策整備事業（調査計画事業を除く。）
  - (11) ため池群整備事業（調査計画事業及びため池群管理体制整備事業を除く。）
  - (12) 土地改良施設豪雨対策事業（調査計画事業を除く。）
- 3 土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、地震若しくは豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。
- 4 運用 1 別紙 1 の防災ダム事業のうち防災ダム等利活用保全施設整備工事、ため池等整備事業のうちため池利活用保全整備工事、ため池緊急防災体制整備促進事業、ため池整備工事（特別対策型）のウに掲げる工事及び用排水施設等利活用保全整備工事の事業計画の作成に当たっては、事業実施主体となる者は、あらかじめ費用負担予定者及び施設予定管理者の同意を得るとともに、関係行政機関その他関係団体の意見を聴くものとする。
- 5 土地改良法に基づき新たに交付金を充当して本事業を行おうとする者は、土地改良事業計画を定めるものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、土地改良法第 87 条の 4 及び第 96 条の 2（第 96 条の 4 において準用する第 87 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 4 項に関するものに限る。）に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災等工事計画を定める

こととし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について（昭和42年11月6日付け42農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。）」を準用するものとする。

- 7 土地改良法の手続によらずに本事業を行おうとする者にあっても計画を定めるものとし、当該計画の作成に当たっては、農地局長通達を準用するものとする。

### 第3 事業計画の変更

- 1 都道府県知事は、土地改良法に基づき実施する県営事業の計画変更については、「補助金の交付を受ける都道府県営土地改良事業に係る土地改良事業計画に関する手続きについて」（平成12年11月30日付12構改C第704号農林水産事務次官依命通知）により行うものとする。
- 2 団体営事業の事業実施主体は、土地改良法に基づき実施する団体営事業の事業計画について、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとするときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。

#### (1) 事業の施行に係る地域についての次に掲げる変更

ア 事業の施行に係る地域の変更であって、これに伴う受益面積（農地開発を伴う事業にあつては造成農地面積をいう。）の増又は減が10パーセント以上となる変更

イ 事業別目的面積又は造成面積の利用区分別面積のそれぞれの増減が20パーセント以上となる変更及びその位置の著しい変動。ただし、それぞれの増減が受益面積全体の10パーセントに満たない場合は、この限りではない。

#### (2) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示第1272号

（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第1号（一）

イ（ア）から（ウ）まで、（二）イ（ア）及び（イ）、（三）イ（ア）及び（イ）、（四）イ並びに（五）イに掲げる変更

#### (3) 事業費であつて告示第2号に規定されているものについての変更

- 3 運用1別紙1に掲げる事業（地域ため池総合整備事業、農業用河川工作物応急対策等整備事業、土地改良施設耐震対策事業、農村災害対策整備事業、ため池群整備事業及び土地改良施設豪雨対策事業を除く。）のうち土地改良事業以外の事業として実施するものについて、次の各号のいずれかに該当する変更を行なったときは、事業実施主体は、県営事業にあつては変更を行った旨を地方農政局長等に報告し、団体営事業にあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

#### (1) 受益面積の10パーセント以上に及ぶ増又は減

#### (2) 主要工事計画であつて、次に掲げるもの

ア 用排水系統の著しい変更

イ ダム、頭首工、用排水機及び用排水樋門等の基盤施設の新設又は廃止

ウ イに掲げる施設の設置位置の大幅な変更

エ 水路延長の20パーセント以上に及ぶ増又は減

オ そのほかアからエまでに準ずる主要工事計画の変更

#### (3) 物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の10パーセント以上の変動

（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- 4 都道府県知事は、団体営事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認

したときは、地方農政局長等にその旨報告するものとする。

#### 第4 助成

国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる次の経費について、別に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。ただし、運用1別紙1に掲げる事業のうち土地改良施設耐震対策事業を除く。

都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

##### 1 工事費

- (1) 本工事費
- (2) 附帯工事費
- (3) 測量設計費
- (4) 用地費及び補償費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、補償費に限る。）
- (5) 船舶及び機械器具費（ため池緊急防災対策事業及びため池緊急防災体制整備促進事業については、機械器具費に限る。）
- (6) 換地費
- (7) システム整備費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）
- (8) 実施設計費
- (9) 調査費（ため池等農地災害危機管理対策事業、ため池緊急防災体制整備促進事業及びため池群整備事業に限る。）
- (10) 調査及び台帳作成費（ため池緊急防災対策事業に限る。）

- 2 実施計画策定費（ため池等整備事業若しくは農地保全整備事業の実施計画を策定するための調査及び計画作成費、ため池群整備事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費又は、土地改良施設豪雨対策事業の調査計画事業を行うための調査及び計画作成費に限る。）

#### 第5 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

- (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業

- 水利施設等へ直接、供給できる機能を有すること。
- (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

## 第6 その他

- 1 事業の実施は、この運用に定めるもののほか、別紙3-2に定めるところによる。
- 2 この事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによる。
- 3 土地改良法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の土地改良施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（畑に係るものにあつては、100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。
- 6 浸水想定区域図（ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。）を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。
- 7 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。  
この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

## 第7 経過措置

- 1 地域自主戦略交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業）（平成23年4月1日付け22農振第2185号）別紙9の第3の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 2 「農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について」（平成27年4月9日付け26生畜第1968号・26農振第1939号・26林整計第840号・26水港第3629号）による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領に規定するため池等整備事業を平成26年度までに実施している地区については、なお従前の例による。

別紙様式第1号（第2関係）

〇〇事業計画概要書

県名		地区名	所在地			着手年度	事業実施主体						
受益面積	総事業費	効果				t当たり事業費	10アール当たり事業費	負担区分					備考
		農業関係			その他			国費	県費	地元負担金			
		農作物	農地・施設	計						市町村	賦課金	その他	
ha	円	t円	か所円	円	か所円	円	円	円	円	円	円		
現況													
計画													
主要工事													
ため池基本台帳	登録年度					更新年度							

- (注)
- 5万分の1の位置図を添付すること。
  - ため池等整備事業及びため池群整備事業にあつては、受益面積は、かんがい面積とし、被害防止面積を括弧外書きで併記すること。
  - 農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあつては、効果の欄を削除すること。
  - ため池緊急防災対策事業の事業計画概要書にあつては、地区名、所在地、受益面積、効果、t当たり事業費、10アール当たり事業費及び主要工事の欄を削除すること。
  - 農村環境施設整備及び支援事業並びに農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）にあつては、受益面積、効果、t当たり事業費及び10アール当たり事業費の欄を削除すること。
  - 農地保全整備事業のうち農地機能保全対策工事を実施する場合にあつては、農地機能保全対策工事と事業名の欄に括弧書で併記すること。
  - ため池等整備事業及び農地保全整備事業のうち実施計画策定事業又はため池群整備事業のうち調査計画事業にあつては、効果、t当たり事業費、10アール当たり事業費、現況、計画、主要工事、ため池基本台帳の欄を削除すること。また、備考欄に実施計画の対象事業を記入すること。

別紙様式第2号（第2関係）

ほ場整備（畑地かんがい、農地開発）事業計画概要書

受益面積 (ha)	現 況	移動経緯	計 画	総事業費 (円)		t 当 たり 事業費 (円)		10 a 当 たり 事業費 (円)	
	畑 樹園地 その他 計								
現 況									
計 画									
主 要 工 事									
換地計画の 概 要									
効 果 (円)	作物純益額	営農労力節減	維持管理費節減	計	妥当投資	投資効率	所得償還		
負 担 区 分									
国 費	県 費	地 元 負 担 金			備 考				
		市町村費	賦 課 金	そ の 他					
(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)	(円) (%)					

別紙様式第3号（第2関係）

農地保全整備事業（特殊自然災害対策工事）整備計画概要書

1 計画概要書

農政局名		県名		地区名		受益面積 ( )は 重複受益	水田	畑	樹園地	その他	計
関係市町村		事業実施主体					( )	( )	( )	( )	( )
事業実施主体 が法人の場合	代表者	所在地			予定工期						
		設立年月日									
特殊自然災害 の被害状況						工事の概要					
工事の必要性											
対策計画名						負担割合	国	県	市町村	地元	
計画策定者		策定年月日			施設の予定 管理方法						

位置平面図（2万5千分の1程度）

計画平面図

別紙様式第4号（第2関係）

ため池緊急防災体制整備促進事業計画概要書

1 計画概要書

地区名		局名		県名		関連工事 の概要	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工期	
関係市町村				事業実施主体					ha	千円		
ため池の名称				被害想定面積	ha							
概算事業費						(千円)	事業の概要	1年目				
事業の必要性								2年目				
実施内容	監視・管理体制の強化							3年目				
	緊急的な防災対策							4年目				
	減災対策の実施							5年目				
	ハード整備の着手促進											
地域防災上のリスク除去												
費用の負担方法							備考					

(注1) 関連工事とは、ため池緊急防災体制整備促進事業と関連して実施予定の工事又は併せて行う工事をいう。

(注2) 関連工事が実施予定の場合には、関連工事の概要は分かっている範囲で記入すること。

(注3) 施設が決壊した場合に想定される被害区域が分かる図面を添付すること。

(注4) 地域防災上のリスク除去を行う場合には、計画平面図及び断面図を添付すること。

別紙様式第5号（第2関係）

ため池等農地災害危機管理対策事業計画概要書

1 計画概要書

県名		地区名				着手年度				事業実施主体	
総事業費	被害想定面積	想定被害額等				負担区分				備考	
		農業関係			その他	国	県	市町村	その他		
		農地	施設	計							
千円	ha	ha 千円	か所 千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
現況											
計画											
主要工事											
農地災害危機管理対策計画	策定年度										

(注) 1 5万分の1の位置図を添付すること。

2 防災情報管理システム整備のみを行う場合にあっては、「被害想定面積」は、当該システムの対象となる範囲における農業振興地域内の「農用地面積」とし、想定被害額等の欄を削除すること。

別紙様式第6号（第2関係）

利活用保全施設整備工事計画概要書

1 計画概要書

地区名	局名	県名	工事名	地区名	受益面積	総事業費	工期
関係市町村	事業実施主体				ha	千円	
工場の必要性			本体工事の概要				
工場の概要	1 利活用保全施設  2 関連施設		概算工事費				
			費用の負担の方法				
			施設の予定管理方法				
			関連事業等の概要				

2 計画概要図

1) 位置図（2万5千分の1程度）

2) 計画平面図

（注）本体工事とは、利活用保全施設工事を併せて行う工事をいう。